

令和6年第4回階上町教育委員会会議録	
召集年月日	令和6年5月23日
召集場所	階上町役場 3階 委員会室
開 会	午後5時56分
出席委員	教育長 濱 浦 幸 夫 委 員 荻ノ沢 俊 明 委 員 松 橋 竹 子 委 員 石 岡 れい子 委 員 安 田 友 久
職務のため 会議に参加 した者の職 氏 名	課 長 中 屋 敷 司 学校教育 GL 森 淳 学校教育 GSL 向 井 麻美子 社会教育 GL 中 居 勉 社会教育 GSL 伊 藤 航 国 ス ポ GL 金 見 靖 子 国 ス ポ GSL 中 嶋 脩 夫
協議に諮問 した 案 件	報告第 1 号 事務の臨時代理の報告（6月定例議会に付議する令和5年度教育費補正予算）について 報告第 2 号 事務の臨時代理の報告（令和6年度階上町就学援助認定保護の決定）について 報告第 3 号 事務の臨時代理の報告（令和6年度階上町立小学校及び中学校の区域外（学区外）就学許可）について 報告第 4 号 事務の臨時代理の報告（令和6年度奨学金貸与の決定）について 報告第 5 号 専決処分した事項の報告（スクールソーシャルワーカーの委嘱）について 報告第 6 号 専決処分した事項の報告（階上町学校評議員の委嘱）について 報告第 7 号 専決処分した事項の報告（階上町幼児教育連絡協議会委員の委嘱）について 報告第 8 号 専決処分した事項の報告（階上町教育支援委員会委員の委嘱）について 報告第 9 号 専決処分した事項の報告（階上町社会教育委員の委嘱）について 報告第 10 号 専決処分した事項の報告（階上町公民館運営審議会委員の委嘱）について 議案第 1 号 外国語指導助手任用規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について 議案第 2 号 6月定例議会に付議する令和6年度教育費補正予算について

濱浦教育長	ただ今の、出席者は教育長及び教育委員4名であります。 定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回階上町教育委員会会議を開会いたします。 ただちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。 日程第1 「会期決定の件」を議題といたします。 お諮りいたします。 本委員会の会期は、本日1日といたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。 よって会期は、本日1日間と決定いたしました。 日程第2 報告第1号 事務の臨時代理の報告（6月定例議会に付議する令和5年度教育費補正予算）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
中屋敷課長	それでは、報告第1号 事務の臨時代理の報告（6月定例議会に付議する令和5年度教育費補正予算）について、ご説明いたします。 本案は、町長から令和5年度教育費補正予算に関して意見を求められ、申し出ることについて、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、令和6年3月29日付けで事務の臨時を代理したものについて、報告するものでございます。 予算書の2ページをお開きください。 10款 教育費の歳出予算額から、1,028万4千円を減額し、補正後の額6億3,563万4千円、町予算における構成比は10.3%となっております。 補正につきましては、事業費の確定等に伴う減額補正が主なものとなっております。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第1号 事務の臨時代理の報告（6月定例議会に付議する令和5年度教育費補正予算）について の件を終了いたします。

森 G L	日程第 3 報告第 2 号 事務の臨時代理の報告（令和 6 年度階上町就学援助認定保護の決定）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、報告第 2 号 事務の臨時代理の報告（令和 6 年度階上町就学援助認定保護の決定）について、ご説明いたします。 本案は、令和 6 年度階上町就学援助認定保護の決定について、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、令和 6 年 4 月 1 日付けで臨時に代理したものについて、報告するものであります。 3 枚目をご覧ください。 まず要保護ですが、石鉢小 2 名、赤保内小 1 名、階上中 1 名、合計 4 名となっております。 続いて、準要保護ですが、全体で 1 5 7 名と昨年度同時期と比べて 1 名減っておりますが、今後、家庭状況の変化や、対象者の転出入により増減する可能性があるものであります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 （質疑なしの声あり） 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって報告第 2 号 事務の臨時代理の報告（令和 6 年度階上町就学援助認定保護の決定）について の件を終了します。
森 G L	日程第 4 報告第 3 号 事務の臨時代理の報告（令和 6 年度階上町立小学校及び中学校の区域外（学区外）就学許可）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは報告第 3 号 事務の臨時代理の報告（令和 6 年度階上町立小学校及び中学校の区域外（学区外）就学許可）について、ご説明いたします。 本案は、町内の小中学校の区域外の就学許可を行ったことについて、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものについて、報告するものであります。 2 枚目に就学許可を行った対象者の名簿を掲載しております。 令和 6 年 3 月 2 9 日に 3 名、4 月 2 日に 2 名、4 月 1 2 日に 1 名をそれぞれ許可しております。 3 枚目には、参考として、区域外及び学区外の就学を許可しておりま

濱浦教育長	す小学校及び中学校それぞれの全体数を記した調書を掲載しております。 説明は以上です。 これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって報告第3号 事務の臨時代理の報告（令和6年度階上町立小学校及び中学校の区域外（学区外）就学許可）について の件を終了します。 日程第5 報告第4号 事務の臨時代理の報告（令和6年度奨学金貸与の決定）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
森GL	それでは報告第4号 事務の臨時代理の報告（令和6年度奨学金貸与の決定）について、ご説明いたします。 本案は、令和6年度奨学金貸与の決定について、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものについて、報告するものであります。 2枚目をご覧ください。 大学生が3名、短期大学生が1名で、1人当たりの貸与金額は1年間で48万円となっており、4年間で192万円、2年間で96万円となります。 高校生は2名で、1人当たりの貸与金額は1年間で24万円、3年間の貸与金額は72万円となります。 貸与金額の合計は、816万円となります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって報告第4号 事務の臨時代理の報告（令和6年度奨学金貸与の決定）について、 の件を終了します。 日程第6 報告第5号 専決処分した事項の報告（スクールソーシャルワーカーの委嘱）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。

森G L	それでは報告第5号 専決処分した事項の報告（スクールソーシャルワーカーの委嘱）について、ご説明いたします。 本案は、スクールソーシャルワーカーの委嘱について、令和6年4月1日付けで専決処分したため報告するものであります。 委嘱期間は、令和7年3月31日までであります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 （質疑なしの声あり） 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって報告第5号 専決処分した事項の報告（スクールソーシャルワーカーの委嘱）について の件を終了します。 日程第7 報告第6号 専決処分した事項の報告（階上町学校評議員の委嘱）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
森G L	それでは報告第6号 専決処分した事項の報告（階上町学校評議員の委嘱）について、ご説明いたします。 本案は、階上町学校評議員の委嘱について、令和6年4月1日付けで専決処分したため報告するものであります。 2枚目をご覧ください。町内3つの学校が評議員を設けて実施しており、構成としては、区長、民生委員、元PTAや関連役職にある地域の方々となっております。 委嘱期間は、令和7年3月31日までです。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 （質疑なしの声あり） 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって報告第6号 専決処分した事項の報告（階上町学校評議員の委嘱）について の件を終了します。 日程第8 報告第7号 専決処分した事項の報告（階上町幼児教育連絡協議会委員の委嘱）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。

森G L	それでは報告第7号 専決処分した事項の報告（階上町幼児教育連絡協議会委員の委嘱）について、ご説明いたします。 本案は、階上町幼児教育連絡協議会委員の委嘱について、令和6年4月1日付けで専決処分したため報告するものであります。 委嘱期間は、令和7年3月31日までであります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 （質疑なしの声あり） 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって報告第7号 専決処分した事項の報告（階上町幼児教育連絡協議会委員の委嘱）について の件を終了します。 日程第9 報告第8号 専決処分した事項の報告（階上町教育支援委員会委員の委嘱）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
森G L	それでは報告第8号 専決処分した事項の報告（階上町教育支援委員会委員の委嘱）について、ご説明いたします。 本案は、階上町教育支援委員会委員の委嘱について、令和6年4月1日付けで専決処分したため報告するものであります。 2枚目に委員の名簿を掲載しております。 町内小中学校長をはじめ、特別支援学級の担当教員等26名の方に委嘱をしておりますが、今回は4月の人事異動に伴い、後任の方について委嘱したものととなります。 委嘱期間は、令和7年3月31日までであります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 （質疑なしの声あり） 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって報告第8号 専決処分した事項の報告（階上町教育支援委員会委員の委嘱）について の件を終了します。 日程第10 報告第9号 専決処分した事項の報告（階上町社会教育委員の委嘱）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。

中居G L	それでは報告第9号 専決処分した事項の報告（階上町社会教育委員の委嘱）について、ご説明いたします。 本案は、階上町社会教育委員の委嘱について、4月の人事異動に伴い、令和6年4月1日付けで専決処分したため報告するものであります。 委嘱期間は、令和7年3月31日までであります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 （質疑なしの声あり） 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって報告第9号 専決処分した事項の報告（階上町社会教育委員の委嘱）について の件を終了します。 日程第11 報告第10号 専決処分した事項の報告（階上町公民館運営審議会委員の委嘱）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
中居G L	それでは報告第10号 専決処分した事項の報告（階上町公民館運営審議会委員の委嘱）について、ご説明いたします。 本案は、階上町公民館運営審議会委員の委嘱について、4月の人事異動に伴い、令和6年4月1日付けで専決処分したため報告するものであります。 委嘱期間は、令和7年3月31日までであります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 （質疑なしの声あり） 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって報告第10号 専決処分した事項の報告（階上町公民館運営審議会委員の委嘱）について の件を終了します。 日程第12 議案第1号 外国語指導助手任用規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
森G L	それでは議案第1号 外国語指導助手任用規則の一部を改正する教育

濱浦教育長	委員会規則の制定について、ご説明いたします。 本案は、階上町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に準じ、外国指導助手任用規則を改正するため提案するものです。 改正内容につきましては、特別休暇となります夏季休暇について、開始時期を7月から6月に、日数を4日から5日にするものとなります。 説明は以上です。 これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。議案第1号 外国語指導助手任用規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 「異議なし」と認めます。 よって議案第1号 外国語指導助手任用規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について の件は、原案のとおり可決されました。
中屋敷課長	日程第13 議案第2号 6月定例議会に付議する令和6年度教育費補正予算について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは議案第2号 6月定例議会に付議する令和6年度教育費補正予算について、ご説明いたします。 +本案は、町長から6月定例議会に付議する令和6年度教育費補正予算に関して意見を求められ申し出するため提案するものです。 予算書の2ページをお開きください。 10款 教育費の歳出予算額は、既定の予算額から2,595万9千円を減額し、補正後の7億9,674万円、町予算における構成比は13.1%となっております。 次に、補正の内容となりますが、3ページをお開きください。 歳入となります。 国に申請しておりました学校教育環境DX促進事業について、一部不採択となったため、15款2項5目 デジタル田園都市国家構想推進交付金を減額補正しておりますが、同事業の一部に県補助金を活用できることとなったため、16款2項6目 公立学校における教育改革支援事業費補助金を追加補正しております。 また、同じく16款2項6目 国民スポーツ大会市町村競技施設仮設等

濱浦教育長	対応費補助金につきましては、同補助金が直接、町実行委員会へ歳入されることとなったため減額補正しております。 5 ページをお開きください。 歳出となります。 10 款 1 項 2 目 事務局費につきましては、4 月の人事異動に伴う人件費の補正となります。 10 款 1 項 3 目 学校財産管理費につきましては、学校教育環境 D X 促進事業の一部不採択に伴い、減額補正するものとなります。 6 ページをお開きください。 10 款 4 項 1 目 社会教育総務費につきましては、事務局費と同様、4 月の人事異動に伴う人件費の補正となります。 10 款 5 項 2 目 給食センター費につきましては、電気料金の高騰により令和 5 年度分の給食センター業務委託料の不足分として追加補正するものとなります。 10 款 5 項 6 目 道仏交流センター費につきましては、道仏交流センター自動ドアの不具合により、修繕料を追加補正するものとなります。 10 款 5 項 7 目 青の煌めきあおもり国スガ事業費につきましては、歳入で説明いたしました補助金が、直接、町実行委員会へ歳入されることとなったため、青の煌めきあおもり国スガ階上町実行委員会負担金を減額補正するものとなります。 説明は以上です。 これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第 2 号 6 月定例議会に付議する令和 6 年度教育費補正予算について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 「異議なし」と認めます。 よって議案第 2 号 6 月定例議会に付議する令和 6 年度教育費補正予算について の件は、原案のとおり可決されました。 以上を持ちまして、令和 6 年第 4 回階上町教育委員会会議を閉会いたします。 ご苦労さまでした。 会議終了時刻 午後 6 時 23 分
--------------	--